

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 損害賠償請求上告受理事件
国側当事者・国

平成24年2月28日不受理・確定

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年2月18日判決、本資料261号-27・順号11617)

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年7月14日判決、本資料261号-119・順号11709)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	宇津木 克美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年2月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田原 睦夫
裁判官	岡部 喜代子
裁判官	大谷 剛彦
裁判官	寺田 逸郎